平成２６年（フ）第９１７９号
千葉県松戸市本町８－３－402
債務者　友松　郁子
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小海　範亮
4　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２２５号
埼玉県所沢市大字上安松838－５　シティハイムツカサ２－201
債務者　河村　択也
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齊田　紀子
4　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月20日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９２４９号
東京都町田市森野４丁目17―23
債務者　安井　文雄
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　立
4　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月20日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３１３号
東京都新宿区新宿７丁目26―23―312
債務者　鈴木　憲一
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　雅芳
4　破産債権の届出期間　平成26年10月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月21日午後２時
6　免責意見申述期間　平成26年11月21日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第６５号
岩手県北上市和賀町煤孫８地割48番地
債務者　武田　勝美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日高　拓郎
4　破産債権の届出期間　平成26年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月９日午前10時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２６年（フ）第１６２号
神奈川県藤沢市大庭5055番地の10　湘南西部２－１－133
債務者　西　　一雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐伯　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成26年10月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年11月28日午前11時
6　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第３７号
兵庫県たつの市揖西町清水新110番地１
債務者　まるこやこと　児林　セイ
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　破産債権の届出期間　平成26年10月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月12日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第５０号
熊本県八代市本町３丁目６番22号
債務者　松岡　一俊
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成26年11月17日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第３８０号
埼玉県越谷市大字下間久里554番地６、旧住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松１丁目５番28号
債務者　木下　綾乃（旧姓牧田）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡本　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１５３３号
横浜市南区別所中里台10番５号　グループホーム　アンダール中里台８号室
債務者　大野　伸裕
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　一平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月20日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成26年11月19日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３７６３号
大阪市浪速区大国３丁目７―11―604号室、住民票上の住所兵庫県宝塚市中山台１丁目22番３号
債務者　川崎　正仁
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野邊　陽
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３７８３号
大阪市中央区高津３丁目５番11号　高津ビューハイツ102号、前住所大阪市中央区瓦屋町２丁目３番21号
債務者　スタジオレッツこと　中島　清貴
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梁　　沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４号
福岡県行橋市大字大野井397番地５
債務者　片山　健司
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　宏彰
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年11月20日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第５２号
福島県二本松市上竹２丁目292番地　キャッスル高田３号
債務者　菅野　孝治
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月10日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第３０３０号
大阪府茨木市新堂３丁目７番５号　前川文化１階
債務者　谷村智津子（旧姓森本）
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４０２号
大阪市旭区太子橋３丁目15番12号
債務者　福家　知美
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部